

開示請求承諾通知書 (部分開示)

3川上水施第67号
令和3年4月14日

山本 太三雄 様

川崎市上下水道事業管理者
大澤 太郎 印



令和3年4月1日付けの開示請求については、次のとおり承諾します。ただし、この請求のうち、開示することのできない部分が一部あります。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	中央新幹線建設に伴う導水ずい道との近接及び交差に関する資料
開示することができない部分及び理由	(開示することができない部分の概要) 1. 川崎市情報公開条例第8条第1号 該当 (理由) 当該法人において、肩書を特定することにより、当該社員を特定することができ、特定の個人を識別することができることとなるため。 2. 川崎市情報公開条例第8条第2号ア 該当 (理由) 法人代表者の印影は、法人の内部情報であり、開示した場合は当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。
開示の日時及び場所	午前 午前 年 月 日 時から 時までの間 午後 午後 に お越しく下さい。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)
※ 時 限 性 開 示	年 月 日以後であれば開示することができない部分 () を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。
事 務 所 管 課	上下水道局 水管理センター 水道施設管理課 電話番号 (044) 200-9710 早川

注 ※印欄は、開示請求に係る公文書の一部の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

開示を受ける際には、この通知書を係員に提示して下さい。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

リ